

総務委員会

平成30年11月2日（金）

午前10時30分～午後4時20分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】西岡真一議員、松永幹哉議員、白倉議員、中山議員、山下明子議員

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長、三島総務部副部長兼総務法制課長

【案 件】

・所管事務調査等について

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開催いたします。

まず、テレビカメラの撮影の申し出がっておりますけどもいかがいたしましょうか。

はい。それでは、テレビカメラの撮影を許可いたします。

本日は、先日の委員会で調査を行うこととしました所管事務調査について委員間協議を行いたいと思います。

所管事務調査を行うに当たっては、1点目に、所管事務調査を行う事項、2点目に目的、3点目に方法、4点目に期間を議長に事前に通知しなければならないことになっておりますので、この4点について、まず決定させていただきたいというふうに思っております。

まず1点目の事項について、各委員の皆様の御発言をお願いしたいと思います。

○千綿委員

このことの大もとの背景としましては、平成29年度の決算が不認定になったと。その原因として、富士小学校の体育館の事前改修っていうのが大きな問題になりまして、説明が二転三転したということが大きくありまして、この間の佐賀新聞と西日本新聞を見ますと議会で言っていることがまた変わったようなところもありますので、もう大変重要なことだと思いますので、まず調査範囲として、富士小学校体育館事前改修工事に関する諸種調査ということでしていただければ助かるなと思います。

○江頭委員

私もいろいろ考えたんですが、所管事務調査のやり方っていうのは、いろいろこう大きなところから入っていくやり方とかいろいろあると思うんですけども、今回の件に関しては、やはり1つの事項に絞ったほうがいいかなっていうような気がします。というのは、

やはりこれ、29年度決算の不認定につながった案件ではありますけれども、それとこの所管事務調査というのは、やはりきちっとした区別じゃないですけれども、分けるべき事項かなと。

そういう意味では、ある程度絞った形で、今千綿委員が言われるように、この件に関しても体育館の事前改修ということについて絞った調査のほうがわかりやすいのかなというところがあると思いますので、私も千綿委員の意見に賛成です。

○重松委員

私は当初、やっぱり大きなテーマというか、事項で持っていったらどうかと思って、所管の決算の執行状況ということでもっと深く掘り下げて、ほかにいろいろなことが出てこないか、そういったことで考えておりましたけども、やはりテーマは絞ったほうがいいと思いますので、やっぱり富士小学校の改修に伴う、そういった事例の調査、千綿委員と同じような形で進んだほうがいいんじゃないかなと思います。

○川原田委員

私も同様でございまして、今3名の方から発言されましたように、この富士小学校の体育館、ここにやはり絞ってきちっと——それに関連する事項もかなり出てくるんじゃないかなと思いますけれども、やはり範囲をあまり大きくやっていると非常にわかりづらい、そしてまた、やりにくい部分も出てくるんじゃないかということで、先ほど3名の方が言われましたように、それには賛同していきたいというふうに思います。

○野中宣明委員

私も千綿委員の御提案の中身でいいかと思います。

ただ、この調査を続けていく中でいろいろ関連づけたものもかなり出てくるんじゃないかなという形で思っているんですけれども、そういった中では関連した部分に関しては制限なく、これはもう体育館改修にかかわることということの前提の中で調査をすべきじゃないかなというふうに考えています。

○富永委員

私の会派のほうでも話をしましたところ、皆さんおっしゃるように富士小学校跡地体育館事前改修に伴う調査ということでいいのではないかと思います。

ただ、皆さんおっしゃるようにいろんなところで細かいところに波及して関連していく部分もあったり、例えば入札とか流用もあったり、またその段階で突き詰めていけばいいのかなと思っています。

○山下伸二委員長

それでは、委員の皆様から富士小学校跡地の体育館の整備に係るところに事項を絞っていいと。

今、千綿委員のほうからは事前整備という言葉だったんですけれども、事務事業というくくりからいくと、富士小学校跡地の体育館整備事業のほうがいいのかなと思いますので、

よければ事項については、富士小学校跡地体育館整備事業ということで。もう一度言います。富士小学校跡地体育館整備事業。

○千綿委員

確認なのですが、調査範囲をそういった形で体育館だけにしてしまうっていうことは、一つの意図ではあるんですが、今回の調査の中で、例えば、流用がどのくらいあったのかとかいうことも聞きました。もちろん関連しているので大丈夫だと思うんですが、余りそこを、例えば、それは体育館じゃないですからということで狭めるということはやめていただきたいと。全体像がわかって、富士小学校の分がこうなんですよと、全体の中の一部っていうことを、当然ながらそういうことも出てきますので、そのの広がりだけはとめないようにしていただきたいと思うので、いかがでしょうか。

○山下伸二委員長

はい、後ほどの目的にも関連してくるんですけれども、事項については体育館というふうにある程度絞ったほうが、より調査内容が明らかになるというようなことで事前に正副委員長で話をさせていただきました。その上で、例えば、目内で流用していますので、ほかの整備に係るところとか、富士小学校の跡地全体に係ること、これももちろん委員会の所管事務調査の中で関連してくれば、そこについては当然、調査の範囲に入ってくるということで考えておりますので、そのところは御理解いただきたいというふうに思います。

それでは、事項につきましては、先ほど申しましたとおり、富士学校跡地体育館整備事業ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは2点目の目的について、各委員の皆様にご発言をお願いしたいと思います。

○千綿委員

これはちょっと先ほどの調査範囲の中でも言いましたが、改修決定の背景と経緯というのがなかなかまだ明らかになっていないと思っています。ですから、平成29年度決算の審査の中において不認定となった原因である富士小学校体育館の改修工事について、経緯を含めた全体像をまず明らかにするということが1点と、もう1点は、どうも話を聞いていると職員の業務遂行に関する倫理規程っていうのが何かむちゃくちゃになっているような気がするんですね。ですから、まずそのところも例えば、市長に報告したり、起案が1日で終わっていたりということもありますので、その背景の中にある職員の倫理規程も含めて、調査の目的としたらどうかと思います。

○山下伸二委員長

ほかに何か御発言ございませんか。

いいですかね。

今、倫理規程まで踏み込んだ発言があったんですけれども、倫理規程も含めて、例えば、事務事業の意思決定の過程とかいろんなことが恐らく今から出てくると思いますので、倫

理規程という言葉をちょっと使いますとそれにとられる可能性が出てきますので、大きくこう、例えば、先ほど事前整備という言葉いただきましたので、目的の中に事前整備という言葉を使わせていただいて、富士小学校跡地整備事業、全体の整備事業における体育館の事前整備についての目的、経過、概要等について、全体像を明らかにし、問題点や改善点を調査していくと、そういった、整理をさせていただいて、掘り下げていく中でこういう項目について……

○江頭委員

ちょっと委員長、余りまとめ過ぎるというか、皆さんの意見やっぱ聞かないと。

それをやるんだったら、出してくださいよ、たたき台を。そうしないと言葉だけを追うのにも書くのにも必死だから、やっぱりその辺はたたき台があるなら、たたき台に基づいて、私たちもきっちり意見を出しますから。そうしないと、言葉のやりとりだと間違うから。これは、目的は、きちっとやっぱやらないといけませんから。

○山下伸二委員長

目的は文言として整理をして出させていただきますけども、今千綿委員から御発言があったので……

○江頭委員

千綿委員の言葉だって筆記できないんですよ、正直のところ。だから、その辺はきちっとしないと、一番重要なところだから。もっとゆっくり。ペーパーがあるんだったら文面を出してもらわないと追えないですよ。

○山下伸二委員

紙はないです。

○江頭委員

なかったらゆっくりお願いします。ちょっと筆記しますので。

○山下伸二委員

これは、平成 27 年の総務委員会とそれから平成 28 年の建設環境委員会の所管事務調査に関する文書について、皆さん事前にお渡ししていた分については御一読いただいていると思うんですけども、この文言整理をして議長に事前通知をする必要があります。

その文言を整理するのはきょうなんですけど、まだ文書はできていません。きょう皆さんから意見をいただいて、口頭でこういう方向でどうでしょうかということ、こういうことをつけ加えたほうがいいということであれば、それを入れさせていただいて、あと方向性として一致するのであれば、それは一旦休憩してペーパーに起こして皆さんにお諮りして、またするという方向がありますので、きょうその文面を出したほうがいいということであれば、もう少し皆さんから——先ほど千綿委員からありましたので、こういったことを入れたほうがいいということがあれば、口頭で……

○千綿委員

委員長、先ほど江頭委員が言われたのは、僕の意見に対して委員長がまとめにかかったから、皆さんの意見を聞いて、ある程度の意見が出た後でまとめるんだっただけで、1個1個まとめていたらまとめにならんわけですね。

僕が何でこの倫理と入れたいのかっていうのは、結局、目の流用は法律上認められているわけですよ。ただ、職員の倫理の中でやっぱりちょっとおかしいことがあっているんじゃないかなという疑念があるんで、わざと倫理ということを出しています。ですから、法律上おかしいとか言っているわけじゃなくて、その決定過程が、報告が二転三転する、そしてなおかつ議会に言ったことが後でまた変わる、そういった倫理の部分はどうかっていう部分が大きいと思うんですよ。何かの法律に抵触しているからっていうことじゃないです。ここは、あくまでも職員の仕事に対する倫理感の部分というのは非常に大きいと思いますので、私は倫理感という言葉を使ったんですね。だから、ここを入れないと、例えば目の流用ができますよっていうのは、自治法上認められているわけですから、これは逆に調査範囲にするのもおかしいし、逆に言ったらですね。だから、この決定過程を明らかにして、そして、おかしくなかったのかっていうことをやっぱり確認する必要があるんで、この倫理っていう言葉を入れているわけですよ。

だから、そこは皆さんの意見を聞いていただいて、その中で最後に委員長がまとめていただければ助かるなと思います。

○山下伸二委員

先ほど千綿委員の発言に対して……

○江頭委員

基本的なことだけど、目的っていうこの部分においては、今までの所管事務調査の中で文章化してきているので、1と2とか、今例えば、改修工事の全体像、経緯を含めての全体像という話と2つに、その職員の倫理ということに対する部分との2つを文章化することはいいいわけですよ。目的の中に1つだけじゃなくて2つ、3つ入れることはいいのかな。

○山下伸二委員長

それはいいと思いますよ。いいと思いますよ、目的は。

○江頭委員

大丈夫ですね。

ということであれば、そういう文章の作り方っていうのは、2段階……ちょっとまあ、職員の倫理ね……

○野中宣明委員

倫理ということに関連してなんですけれども、基本的に公務員、いわゆる市の職員、すべてそうなんですけれども、事務規定というか、事務分掌の中にきちっと定められた中で仕事をされていると思います。それが、きちっとそのルール上に仕事が、行政として手続

きまたは取り組み方をやっているかどうかというの、それが当てはまっているのか、それともそれているのかというところで、通常の、例えば処分であったりとか、そういったものが出てくるかと思しますので、そういったのも含めた形なのかなと僕はちょっと今認識をしたんですけど。倫理ということでのお話を聞いた中ではですね。私は、そういうことでの、業務の中でどうだったかというところはやはり知る必要があるのかなと思います。

○山下伸二委員長

千綿委員が一番最初に言われたのは、そのルールとか、法律上は逸脱をしてないんだろうけれども、それ以前の倫理というものという捉え方をちょっとしたんですけども、先ほど野中委員が言われたのは、ルールに基づいてるか、ちょっとニュアンスが違うんですね。

○千綿委員

例えば、国家公務員は倫理規程っていうのがあります。地方公務員があるのかどうか私もちょっと調べていないのでわからないんですが、多分準じてあると思うんですね。例えば国家公務員の倫理規程に準ずるとかいう、そういうのがあると思うので、当然、野中委員が言っている事務分掌とか、部長の権限だとか、課長の権限いろいろ定められていますよね。それも1つ倫理の中のルールという意味ではルールです。

ただそのルールに逸脱して行われた可能性が否定できないので、僕は倫理という言葉を使ったということです。だから、それは当然そこに含まれています。

○山下伸二委員長

今意見を聞いていますと、体育館の事前改修に至った経緯だとか概要について、まず全体像を明らかにしたいということと、それを行うに当たって市職員の倫理規程なりルールなりに基づいた業務遂行が行われていたのかという、この大きな2項目が今、案として出ていますけれども、ほかに皆さんから何かございませんか。

○川原田委員

今意見が出ています倫理規程、倫理がどうのこうのというのは、ちょっと私も詳しくわかりませんが、今回のこの件に関しては、非常にこの委員会で議論を進めていく中で、かなりトップダウンでやられていると。そういうところに非常に問題点が発生しているのではないかなというふうなことを感じるわけですから、そういう点を踏まえていくと、やはり職員の倫理、こういうこともやはり関連してくるのかなと。

要するに遂行していく中で非常に、何と申しますか、やれって言われたからやっただと。もうルールも無視なんだということを感じざるを得ない。そういう中で、やはりその辺もきちっとやっぱりこの委員会の中で、所管事務調査の中でやっていかないと。

この富士小学校の体育館の件だけではなくて、今後のいろんな市の事業に関しても、そういうことをやられたら、これは大変だと。やはり市民の皆さんが納得するような形で市

の事業を進めていかなければならない。そういうことを考えると、やはりそこまで踏み込んでやっていく必要もあるのかなというふうに思うところがあります。

○重松委員

聞いておりますと、やはり違法支出とか、再発防止とか、それとかやっぱり政策の変更、また責任の所在の明確化、これは絶対必要だと思うんですね。当然これは職員の権限の中において、やっぱり職員の倫理も絡んでくると思うので、これは必要じゃないかなと私は思います。

○野中宣明委員

先ほどルールということでお話しさせていただいて、基本的にそのルールぎりぎりとか、ルールに一部踏み込んだ形でぎりぎりセーフとか、そういったのは、そのルール上で見てマルかバツかなんですけど、今一番市民から見た場合にどうかなっていうのはやはり、道義的な部分なんですね。だから監督責任であったり、そういった立場の中で、どうその仕事をしたのかって言う——ルール上はいいかもしれない、でも道義的にどうなんだって言うところが、やはり少し含みを持たせた形での倫理というところで捉えたほうが非常に見やすいのかなって言うふうには思っています。

だから、ルールもきちっと見ていきながら、でも、ルールの中から少し逸脱した部分で、じゃあ、道義的にどうなんだというところも含めて、責任という部分はやっぱり見ていく必要があるのかなと。

○山下伸二委員長

そうすると、先ほど野中委員は、ルールという言葉が一番最初に使われたんですけども、もう少し広げて倫理とか、そういう表現のほうがより広いところで調査ができるかなという、そういう御発言ということによろしいですか。

○野中宣明委員

はい、そのほうが市民にとってはわかりやすいと思います。

○山下伸二委員長

そうしましたら、ちょっと整理させていただきますけれども、まずは、富士小学校跡地の体育館、この事前整備についての概要、経過等について、まず全体像を明らかにして、問題点や改善点を調査するということがまず1つ、もう1つは、こういう業務が行われる過程における、市職員の業務遂行における倫理のあり方と、こういったところの2項目が今出ていますけれども、この2項目以外に何か目的とするところはないでしょうか。

恐らくこういう書き方をしておけば、かなり事前の、話があったところからどういう業務遂行がされたのか、その中でどのような力が働いたのかとか、かなり広範囲にわたった調査ができると思いますので、そういう文言の整理をさせていただきたいと思いますけれども。

そうしましたら、3番の方法と期間までちょっと行かせていただいて、一旦文面の整理

のため休憩をとりますけども、方法につきましては、もうこれも方法は、ちなみに今まで行われた所管事務調査では、関係課の説明及び委員間協議と。これが方法でございますので、これも関係課から説明をいただきながら委員間の協議をしていくということで、これでよろしいですか。

○千綿委員

畑瀬副市長がこの間、佐賀新聞とか西日本新聞に言われたことは、実は総務委員会でも言っていなかったことを言われているわけですね。私個人的には、正直、畑瀬副市長の言うことは信じられません。ですから、畑瀬副市長の総務委員会への招致っていうのは、参考人になるかどうか分かりませんが、私は要らないと思っています。来てほしくない。というのは、言っても信じられないから。もう二転三転するは、後からどんどん出て来ます。要は、僕は職員から聞けば問題は足りると思っていますので、逆にもし、こういうことを言いたいというのであれば、文書で提出していただきたいと個人的には思っています。

○江頭委員

要は、ずっと所管事務調査をしていく中において、いろんな質疑をする中で、まずは、この問題に対して、脇からじゃないけれども、職員の皆さん方の意見を聞く。でも最後まで聞かないということじゃないですよ。あくまでも最後には、畑瀬副市長の——そういうことなんですよ。一切ここに、ということじゃないということですよ。

○千綿委員

私は個人的な意見を言ったので、後は委員会で決めてやっていくので、もちろん呼ぶってなったら従いますよ。

○江頭委員

いや、だから、そういう申し入れに対して、今確認をしたと。やはり呼ぶべきときは、きちっと呼ぶということの認識でいいんですねっていうことを言っているわけです。

○重松委員

やはり方法っていうのは、形的なものとしてはやっぱり事情の調査とか、資料の提供ですね。または、意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集と一環として事情を視察するとか、そういった形だと思うんですね、そういう調査方法というのは。それでいいんじゃないですかね。

○江頭委員

私も、例えば副市長がいる、そして、関係の担当職員がいるのは、非常にやっぱり話しづらい、そのところはやっぱりあると思うんです。こういう所管事務調査になって、深く掘り下げていく中でですね。だから当然、最初は職員の皆さん方のいろんな関係のところからやっぱりやっていくっていうのも一つの方法かなというふうに私も思います。

○川原田委員

千綿議員は非常に過激な発言をされていますけれども、私も、やはり必要に応じて来て

いただくと。ただ、やはりこの調査をする段階でやっぱり職員の皆さんにお伺いしないでいけないというときは、もう今まで委員会で見ていておわかりかと思えますけども、ほとんど副市長の顔色を見ながら、ちらちらしながら発言をされているというところで、それではやっぱり、なかなかこっちが意図するところをお聞き出せないだろうということで、私は、千綿議員のもう要らないとか、そうではなくて、臨機応変に必要なに応じて来ていただくというふうな形でいいんじゃないかなと思いますけれども。

○山下伸二委員長

はい、今意見をいただきました。

委員会を開催するに当たって、どういう説明をどこから求めるか、これは委員の皆様にお諮りをしながら、きちっと調査ができるようにしていきたいと思っていますので、一番最初からこの方は呼ばないとか、そういう縛りはかけずに、きょうは決定をさせていただきたいと思います。

それで、先ほど関係課というふうに言いましたけども、場合によっては副市長に来ていただく場合もあるというふうに思いますので、関係課ではなくて関係者、関係者の説明及び委員間協議というふうにさせていただきたいと思います。すいません。

それから、期間なんですけれども、きょうは委員間協議のみで、できれば次回から執行部を呼んで説明をさせていただきたいと思っていますけれども、まず、期間が次回、総務委員会の所管事務調査を開く日にちからになります。それでまず、1回目に皆さんにどのような説明を執行部に求めたいかということの御意見をいただいた上で、次の委員会がどれくらい開催できるのかということを決めたいと思いますので、まず1回目、執行部に来ていただいて説明を求めるに当たって、どういった内容を皆さんとして聞きたいのか、御意見をいただければと。

○千綿委員

その前に、期間ははっきり言って、どのぐらいかかるかわからないんですが、ただ、僕は、これだけ新聞に載って、後援者から、会う人会う人から言われるのは、どうなっているのかと、議会は何をしているのかという意見をいただきます。ということは、もうこれ早急に、1週間おきにでもやっていかなきゃいけない問題だと私は思っています。よく言われるのは、これでうやむやで終わったら議会いらんぞという部分で、私は非常に危機感を持っていますので、ぜひ、できれば1週間ぐらいのサイクルでやっていくっていうのをまずもっていただきたいというのが1点と、実は、委員会審査の中で、一番最後に出てきた耐震改修、これについては何も議論してないんですよ。あの288万円の。

私が最後言ったときに、結局2,800万円と言っていたのが、288万円プラスになって3,080万円ぐらいの金額になったわけですが、それ以降の、そのときの、例えば、起案書とか見積書、仕様書、契約書、図面等は何も提出してもらってないんですね。

それともう1点は、二転三転している経緯。例えば12月11日に畑瀬副市長、当時の総

務部長は、竹原社長たちとお会いになったということが大前提で僕たちはずっと議論してきました。でも、この間の西日本新聞とかは、いやいや 10 月かもしれない、メモが出てきて 10 月と。そんなことがあっているわけだから、今執行部のほうも調査をされていると思います。当然、決算が不認定になった時点で、執行部としては、地方自治法にのっとって議会に報告しなければいけません。そして、その後のことは出てくると思うので、当然、資料は作成されていると思うので、私はこの耐震設計に関する、さっき言った資料等を早急に、できればきょう、あると思うので出していただきたいというのが 1 点と、その経緯。

この間言われた——何か新聞によりますと、最初は総務部長と秘書課で会ったと言われていたのが、県も一緒だというふうな記載もありました。もう全部その経緯には、誰と——肩書きです。県なら県の肩書きと、名前と、誰と誰と誰が会ったと。それで業者にも会ったことは全部書いていただきたい。その一連の経緯をまず出していただかないと、議論できないです。前の前提は 12 月 11 日会ってということをも前提に議論していましたので、そうなると変わってくるわけですね、実際言って。

そういったことも含めて考えると、まず、その資料請求を早急にしていただいて、できればきょうでも欲しいんですけども、欲しいのが 1 点と、まずは、前回、総務委員会の決算で、最後に出た耐震補強の件については。資料を出してほしい。もう今ある分を全部。

経緯は多分つくっていると思うんですよ。当然調査は執行部としてもされていると思うので、あると思うので、それもきょうぜひ。それがないと議論ができないですよ。

○江頭委員

私もきょう時間が許すのであれば、今千綿委員が——要するに次の 2 回目からが所管事務調査のスタートっていうことであれば、もちろんその耐震に関する、これはもう一切出ていけませんので、やはりその資料当然あると思うんですね。今までの改修の部分もそういうところを出してもらっていますので。ですから、その部分と、やっぱり先ほどの経緯の最新版、当然ここが、時系列の部分がやはり一番の問題点にやっぱりなってきますので、きょう出せるのであれば、時間が許すのであれば、それをもらって、そして、次の会議に臨むっていうのがスムーズに行くことかなと。

2 回目のときにもらうと、もらって、それをやはり見る時間も——ここで、それをずっと見ながら質問というのは非常にやりづらいところもありますので、やはりその辺は、きっちり私たちも資料を読みこなすという意味においても、きょう出せる部分はやっぱり出して——要求をしたいと思います。

○野中宣明委員

私も賛成です、その 2 つに関して。

10 月 31 日の西日本新聞の記事内容にも担当者のメモとか出ているので、市議会にまとめて報告したいっていう、副市長がコメントされていますので、あると思いますので、経

緯についてはもうすべて、先ほど、千綿委員が言われたように、いつどこで、誰と誰と誰が何をしたかっていう、もう明確にそこまですべて漏れなく出していただきたいと思いません。これは、後でまた出してきたら、議会が混乱しますので、とにかく漏れなく出していただきたいというのが1つ。

それと、耐震についても私もそう思います。最後に出て議論ができていない部分です。

私は、具体的にちょっと資料名を言いたいと思いますけどいいですかね。資料請求の中身をちょっと具体的に申し上げてよろしいですか。

まず、耐震補強設計業務委託ということで、この分の1つが起案書です。2番目が見積書書、3番目が仕様書、4番目が契約書、5番目が耐震診断報告書、6番目が図面です。それと7番目に工事……。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。耐震診断報告書の次は何だったですか。

○野中宣明委員

6番目に図面です。7番目に工事検査の関連資料。一応大もとではちょっとこの7つを要求したいと思えます。これ以上にまだほかにあったら、もうすべて関連資料は一式で漏れなく出していただきたいということで要求をしたいと思えます。

○山下伸二委員長

そうしましたら、今委員の皆様からは、とりあえず経緯、要はこういった改修に至った経緯をきちっと出してほしいということと、耐震診断が前回の決算審査の折、一番最後のほうに実は別にあったということで、その工事が本当に正確に、的確なされているのかということ、この2つのことが、今、委員の皆様から出されています。

やり方としてなんですけれども、まず全体を出していただいて、その中から委員の皆様からこことここを先にやっという方法が1つあると思えます。今あったのは、まずは経緯と耐震診断についてやりたいということなので、まずそこだけをピックアップしてやっという方法もあると思えますけれども、これ、どちらのほうがよろしいでしょうかね。まず、今、資料請求が経緯と耐震工事に係ることですので、まずその資料を出していただいて、そこからしていくのがいいのか、それとも、例えばすべての一連のやつを全部出していただいて、説明を受けてからこことここを先にしたほうがいいのかねというやり方もあると思うんですね。

ただ、今のやり方でいくと、まずは経緯を出して、経緯のところを確認していくので、例えば、じゃあ、職員の倫理とか何とかってということについて、どこでやっというのかってことがありますので、まずポイントをそこに絞ってやっというのかどうか、その辺についてはどうですか。

○千綿委員

すべての基本になるのは経緯だと思います。いつ誰と誰が会ってどうだったっていう部分の一番最初の経緯が見えないと、どこが問題なのかもわからないんですよ。例えば、さっき言った耐震補強工事なんかは、かなり後から出てきたので全く中身が見えない。だから、実際は時系列をまず見て、そして今まで言った説明、二転三転していますけれども、私もこの間の総務委員会の時は、余りにも突っ込みどころが多過ぎて、正直頭がぐちゃぐちゃになったので、まずはその経緯と耐震の一連の関連の資料を出していただかないと、全体像をまずは私たちも描けないし、どこが問題なのかもわからないので、何を議論しようかといのは、それが出ないとなかなか言いにくいというのが現状だと思います。

○山下伸二委員長

わかりました。おっしゃるとおり、まず経緯を追っていかないと、どこでどういう意思決定が行われて、どういうふうに工事が行われたのかもわかりませんので、まずは、それでは、一連の富士小学校の体育館の事前整備に係る経緯、要は日程を追っていったものですね。この間の決算審査のときに、こういったA4の1枚の紙を出していただきました。それ以外にも、新聞報道等でもいろいろ書かれていますので、すべて、これに係ることについては、恐らく執行部のほうも一定の整理はしていると思いますので、ここで休憩をいったん……

○千綿正明委員

その前に1点だけ。

実は、流用元が市民会館の解体工事なんです。解体工事なんだけど、去年の6月23日の総務委員研究会で——これ当初予算では市が解体して民間に売却ということになっていましたが、6月23日の説明ではとりあえず民間がやることになりましたと、6月23日の総務委員研究会で報告しているわけですね。通常であれば、その8,500万は8月定例会で、補正で減額するのが普通なんです。ですが、されていないんですよ。

だから、そこを流用して富士小学校体育館が改修されたということもあるので、できれば、その市民会館の流用元の経緯も含めてお願いできないかと思います。というのは、その流用元がもともと8月定例会で減額補正されていたら流用するものがないです。ということを考えれば、例えば、その市民会館の解体費が当初予算に載った経緯とか含めて——そして6月23日総務委員研究会で説明して民間でいきますと言ったけども減額されてないわけですよ。それはどう考えてもおかしいわけですね。通常補正で減額補正するじゃないですか、6月23日にわかっていたら。研究会で説明までしているんですから。それが実際は、減額補正されてないんですよ。

だから6月定例会では間に合わないで、8月定例会で当然減額補正されるのが、本来の姿だと思いますので、そこまで流用元である市民会館のやつの経緯まで。それは後でも結構です。すぐには用意されないかもしれませんが、それは後でも結構なので。

○山下伸二委員長

それは、市民会館の工事が民間でやるということで不要になったわけですね。その分が例えばその不要と判断した時期とか、そういったものについても先ほど資料請求のあった経緯の中、そういったものの中に入れてほうがいいですかね。

○千綿正明委員

それを入れたら時間がかかるので、今あるやつは出していただいて、市民会館に係る分は別枠で結構です。別枠で結構なのでそれを出してくださいと。

○野中宣明委員

確認ですけど、そしたら先ほどの市民会館の流用というのは、ちょっとこれはもう切り分けて、できた時点で資料を提出していただく形で、私もそれでいいかなと思うんですけど、先ほどの経緯とこの耐震補強設計業務委託に関しては、これは速やかにちょっと出していただきたいと思っています。

委員の皆さんはどうかあれなんですけど、私は待って、今日にでも出していただいて、やっぱり読み込んで次の委員会に備えたいなと思いますので、速やかにお願いしたいと思います。

○千綿正明委員

実は、さきほどの市民会館の解体費なんですけど、あらかじめスケジュールは6月段階で出ているんですよ。あらかじめですね。だから、もし、すぐにでも出せるというのであれば、すぐにもらいたいということです。すみません、後でいいと言いましたけど、あるんだったらすぐ出していただきたい。お願いします。

○山下伸二委員長

ちょっとそこら辺もポイントになってくるかなというふうに思っていました。いつの時点で流用を決めたのかっていうことですね。それから市の設備の全体の中でやっていますので、それは、もし今資料としてあれば、出していただくようにちょっと請求をしてみたいと思いますけれども、執行部が今どのような資料整理をしているか、今から委員の皆さんからの発言を受けまして、執行部のほうに資料請求をまずいたします。

今ある分だけでもその中身を確認したいということですので、その資料の提出並びに説明ができるかどうか、それから、もし今日出せない部分はいつごろまでに出せるのかと、ちょっと執行部との調整が必要になってきますので、先ほどお話をいたしました所管事務調査の案ですね、事項、目的、方法、期間、これを文書として皆様にお示しさせていただきますので、それをお示ししてからの話だと思いますので、一旦ここで休憩をさせていただきます。

○千綿正明委員

委員長、さっき説明と言われましたが、説明は要りません。あくまでも資料だけで結構です。

○山下伸二委員長

そしたら、資料請求、委員会を開いて資料を皆さんに提示するということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

分かりました。それでは、次回の委員会の日程を決めなきゃいけませんし、どれくらいで執行部から今ある資料に加えて、次の新たな資料が出てくるのかということも確認をいたしますので、もう昼に入りますので、13時からにしましょうか。13時からにさせていただければ調整できると思います。

それでは、ここで総務委員会を一旦休憩させていただきます。

◎午前11時10分～午後1時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を再開いたします。

午前中の委員会におきまして、所管事務調査を行う事項、目的、方法、期間につきまして、委員間討議を行いました。委員の皆様からいただいた発言をもとに、お手元のほうに所管事務調査(案)というふうにしてお示しさせていただいております。

事務局のほうに読み上げていただきますので、御確認をお願いしたいと思います。

◎議会事務局書記 所管事務調査(案)の読み上げ

○山下伸二委員長

期間につきましては、本日もう資料請求をしていますので、本日から所管事務調査を始めさせていただくということ、それから終わりをいつまでと、極力早目にという意見がっておりますので、それを踏まえて対応しますけれども、調査終了までという、こういう期間の設定にさせていただきます。

皆さんから御意見をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案を取った形で、所管事務調査を行っていきたいというふう思います。

それから、午前中、委員の皆様から資料請求をいただいております経緯と耐震改修の一連の資料についてございます。

まず経緯についてですけれども、現在、関係者からの聞き取りを行って、資料の最終の整理を行っているということで、執行部のほうからは月曜日の夕刻までどうしても時間をいただきたいということでございました。事前に、どういう中身か私もちょっと見せてもらうわけにいきませんので、それが、皆様に御理解いただけるかどうかということがまず1点目です。

それから、耐震改修に関する資料でございますけれども、野中委員から請求があった資料をすべて出していただきましたけど、これだけの量になります。今出していただいて、まだコピーがまだ全然進んでおりません。これが起案文書から仕様書、設計書等それぞれカテゴリーごとに分かれていますので、調査をしていく中では、これを一応コピーして、すべてに通し番号を振らないと、途中のページがわかりませんので、一連のすべてのそう

いった作業を今からしてもらおうことになります。

今ここまで出てきて、まだコピーはしてもらっていませんので、これから資料をコピーしていただきます。これもカラーコピーがありますし、A3 と A4 が入りまじっておりました、先ほど言いましたように通しページを入れますと、委員の皆様にとりあえずお配りする 10 部程度印刷するのにも、やはり、2 時間程度時間が欲しいということで、先ほど執行部との調整をしまりました。

したがって、まず 1 点目が、経緯につきましては、来週月曜日の夕刻までに委員の皆様へ資料をお渡しする、これは執行としては必ずその期限を守るということを——実は、もう少し時間が欲しいということだったんですけれども、それ以上は待てないということで、来週の月曜日の夕刻までということで、今、執行部のほうと話をさせていただいていること、それから、これにつきましては、今から通し番号を振って、印刷をしますので、それまでお持ちいただけるかどうか、その点について、2 点まずお諮りさせていただきたいというふうに思います。

○江頭委員

これはもう執行部に言うことなんだけれども、議会在終わって所管事務調査が始まるということは、もうはっきり執行部はわかっていることですよね。それで経緯の部分、これも当然資料請求があるっていうのは当然わかっていることで、僕は、ただここに来て何でこれがきょうできなくて、月曜日の夕方まで期限を設けるって、そこで整理しないといけないとかいうのは、本当にこの間の西日本新聞の記事、そういうところをまたそこで調整をするのかっていう、その疑惑しかないわけですよ、どう考えても。それが発端で 12 月 11 日のスタートができない、経緯も。そういうようなことがもう一番問題になった部分だから。

もうちょっと、打ち合わせ——資料が出せないって、資料をつくって打ち合わせしなくちゃいけない、そういうところも本当どうなんだと。ここ二、三日のうちに——千綿委員からも出たけど、ちゃんと執行部だってこのことについてはきちっと事前的な準備っていうのは必要だった——1 カ月もあるんですよ、きょうまで。

私はそういうところですね。何とも言えないなという気持ちに今なっていますけど。

○千綿委員

全く同意見で、実際、執行部側は決算の不認定という意味の重大さをわかってないんじゃないかなと思うんですね。ぜひここは、皆さんに一応確認していただいて、委員長から議長を通じて、もっと真摯な対応っていうのは必要だと思います。当然、執行部側も調査して、実際あると思っているんですね。

ただ、31 日でしたっけ、西日本新聞に書かれたようにまた議会で言っていたことが二転三転しているっていうのを、それを打ち合わせしたいということにしか見えないんですよ。だから、今あるものを、つくったものを出せばいいわけですよ、極端な話。出せない

ということは、結局打ち合わせをして整合性をとるってしか私たちは見えないわけですね、もう。

この間の総務委員会でもそうなんですけど、もう不信感しか私にはありません。全く言っていることが信用できないし、資料が早急に出せないっていうことはおかしいと、どう考えてもおかしい。議会を軽視というか、議会を無視しているというしか私にはとれません。

ですから、逆に総務委員会として、もっと真摯な態度をとるような形をやっぱり議長を通じて執行に申し入れるべきだと思います。そうした断固たる態度をとらないと本当に調査ができるのかっていう、疑念が私にはあります。

○野中宣明委員

私も資料請求した立場で申し上げますけれども、月曜日とかは私は無理です。速やかに出していただくっていうのがもう前提だと思いますし、特にやっぱり今お2人からもあったように、私ももう緊張感が執行部ないなというのを物すごく思います。

やっぱりあれだけきのう、そしてその前と報道が先に出ておるわけなんですけれども、通常こういう報道が出たならば、これはもう危機感として、用意せんと間に合わんだろうと、絶対総務委員会でこれ、話が出るだろうっていうのを想定しとかないと。その危機管理意識とか、緊張感といったものがもう本当に、多分ないと思います。ゼロだと思います。

だからそういう意味では、委員長に申しあげても大変ちょっと失礼な話なんですけれども、私はできれば、ちょっともう、この場に総務部長に今からでも来ていただいて、なぜ出せないのかっていうのをもう少しちょっと具体的に聞きたいと思いますけれども、これ、ぜひ委員長にお願いしたいと思います。

○山下伸二委員長

何かほかに御意見ございませんか。

先ほど午前中の委員会を終了しまして、執行部のほうに来ていただきまして、話をいたしました。

資料の整合性とか最終的な確認ということですので、現段階で出せるものはあるというふうに判断しています。ただ、今出していただいて、例えば事実確認がちょっとまだできていなかったということが、後々皆様のまた不信感になるようであれば、それはいけないと思いましたので、執行のほうからどうしても時間が欲しいということでしたので、その旨を、委員の皆様にお諮りをしますということで、先ほど執行部とは調整しました。

それで委員の皆さんにお諮りしましたがけれども、今、それでは信用できないということでもありますので、現段階で出せる資料を速やかに出す、ただし、先ほど言いましたように、まだ最終的な確認が済んでいないということを出せるということを前提に、もう一度執行部のほうに正副委員長で申し入れをしてみたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、出せる出せないの判断につきましては、すぐ判断できると思います。

ただ、印刷とかがわかりませんので、一旦休憩をさせていただきます、13時半……

○野中宣明委員

すいません、結局その出す出せないっていうところで、今の時点で出せる——だから、どこまで出せるのか、なぜ、何を出せないのかっていうのをもう少し具体的に出示してもらわないと、やっぱりもう本当に信用がないんですね、私たちと執行部の間に。だから、後から幾らでも取ってつけたように後出しで出してくると非常にまたつじつま合わせみたいなのもやっぱり見え隠れしますし、そうなってくるといけないので、少しそこら辺を整理していただいて、どこの部分の確認が今必要なのか、不足しているのか、出せないという理由ですね。

だから、出せるのはどこまでなのかっていうのをもう少し明確に委員長、副委員長でしっかり問うていただいた上で、またその回答も私たちにいただきたいと思います。そして、その少し後になって、また後出しだったり、うまくそこら辺が不十分になったら非常に議論しにくいと思いますので、よろしくお願いします。

○千綿委員

野中委員のおっしゃるとおりで、出せない理由っていうのは普通ないと思うんですね。例えば、今執行が持っている資料の中で出せない理由というのは、要は整合性をとるために日程調整するとか私には聞こえないんですよ、今までの執行部の説明だと。だから出せるものは全部出して、出せない理由というのをちゃんと明記しなければ……

いやいや、まだ調整していませんとか——調整するものではないじゃないですか、経緯というのは。あくまでも何月何日に誰とどこでどういう話をしたということを私は出して下さいって言っているわけだから。それを、メモをもうつくってなきゃおかしいんですね。執行部も、それを市長にそういった形で報告書を上げていると思うんですよ、当然この1カ月間の中で。そうしてなきゃ、逆におかしいと思います。

ですから、今出せるやつを全部出してほしいなと思います。だから、出せない理由というのは基本的にあってはならないと私は思うんですけど。

○山下伸二委員長

いや、出せないということではなくて、最終的な確認をしているので、もう少し時間が欲しいということだったので、その旨を委員の皆様にお伝えをすることで、今お伝えしました。だから、現段階で出せるものを出していただくように今から正副委員長で話をして、例えば、ここの点については、まだ最終的な事実確認ができないとか、そういった説明が必要であれば、それは私どもにはできませんので、執行部に来ていただいて、必要であればその説明をしていただきたいというふうに考えています。

その申し入れを今から正副委員長で執行部にいたしますので、一旦13時30分まで——もうちょっととったかがいいかな——45分までですね。30分程度、13時45分まで休憩

させていただきたいと思います。

その間に、こちらのほうの印刷は始めます。通しナンバーをつけるとまた時間がかかりますけども、時間がかかってもすべて通しナンバーをつけるということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩いたします。

◎午後1時12分～午後1時45分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に皆様に確認しましたとおり、耐震に係る資料につきましては、現在、委員の皆様の方を印刷しておりますので、お待ちいただきたいと思います。

それと富士小学校跡地の体育館整備に関する経緯について、資料を求められておりましたけれども、現段階の経緯の資料の作成状況について、総務部長のほうから説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田総務部長

今回の件の整理ということで、最初の段階から最後の段階まで時系列の経緯の調整の資料を今つくっております。それで、昨日からきょうにかけて最終の三役との調整を行っております。実は、きょう市長が出張で夕方まで外に出しております。6時ぐらいから再開ということで言われて、きょう出張に出しておりますので、市長との最終の打ち合わせを経て、資料は提出させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○山下伸二委員長

今市長が18時ぐらいに、本日出張から戻って来られると。確認をしていただいて、もし仮に、次に委員会を再開するとすれば、どれぐらいのタイミングで再開できますか。

○池田総務部長

午後8時程度と予定していただければ大丈夫かと思えます。

○江頭委員

経緯の調整と今言われたんですけど、今まで、この1カ月の間にきょうの総務委員会があるということは、もうわかっていたことですよね。何でまた調整——事前にある程度経緯をはっきりさせるといふ段階は当然のことでしょうし、私たちのほうから、もう一つきちっとした経緯の提出というのは、予想される一番基本的な資料なんですよ。時系列の非常にわかりづらい中をもう一度って、これは当然要求されるだろうと。そして1カ月ですよ、この期間。その中において、今また新たな調整っていうことが、それは何の調整をそんなに繰り返さなくちゃつけないものか——経緯ですから当然公文書の中に誰が訪問し、誰がっていう、そういうものはきちっと整理されていると。それをただ表にするだけですので、何をそんなに、今までやれていないのかっていうか、やってないんですか、そ

れすら。きのうから始まっているような言い方したら、違うでしょ。そういうことをきちっと——またやり始めているって。

それは、この委員会の委員間の討議でも出ただけど、31日、1日の新聞による報道にそれは関連しているんですか、今の調整っていうのは。

○池田総務部長

はい、おっしゃるとおりきょうの日付がわかっておりましたので、順次関係者のほうの聞き取りをしながら経緯の作成を進めてまいりました。調整する段階で、この人に聞いたらかうだったけれども、この人に聞いたらかうだったと、齟齬がある場合もありまして、そこを前後しながら、インタビューをしながら調整をして作成してまいりまして、最終の三役の話の段階——もうきょうまでに仕上げたかったですけれども、そこの調整、調整という言い方をしたら申しわけありませんけれども、そこの了解をここ二、三日で得るところでございまして、市長、副市長の許可を最終、きょうの夕方とるような形になっておりました。

○江頭委員

どんな事情があろうが、決算が不認定になっているんですよ、この件で。

不認定になったこの案件を、あなたたちがどう捉えているのかわからないんですけどね、三役の調整をきょうまでに行うみたいだね。余りにもこの案件を軽く見ているとしか私たちは……これだけの時間をかけて、1カ月のあれがあるんですよ。その中であなたたちがやる仕事でこれ本当に大事なことじゃないですか。もう大変なことなんですよ。その自覚はあるのかと言われますよ。

きょうぎりぎりの中で、そういう三役の確認をやるなんていうこと自体が、この案件をどう考えてるんだって言われたって仕方ないじゃないですか。そういう説明——そんな悠長な問題じゃないでしょう。

ここまでマスコミもそれから当然部長も職員の皆さん方、職員OBの人たちも物すごい関心をもって、いろんな声が入っていると思う。本当に決算の不認定って、どういう意味で捉えてるのか、あなたたちがね。その辺はこういう形で、いや、きょう三役会議って、どんなにそれはあっても、これが優先されるべき仕事じゃないですか。そこはどうなんです。本当にどういうふうにこの案件を考えられているのか。

○池田総務部長

申しわけありません。この1カ月この時系列の整理と長時間にわたりました委員会審議の中での発言の整理、それから、再発防止策ということで同時並行的に進めてまいりまして、繰り返しますけどもきょうの日程はわかっておりましたので、きょうまでには何とか仕上げつもりでおりましたけども、結果的にすいません、市長まで上げるのがここ一日、二日の形になってしまいました。申しわけありませんでした。

○千綿委員

江頭委員が言われたのと全く同感なんですけど、あなたたちは富士小学校の体育館の決裁を1日で済ませているでしょ。そこは急いでいるわけですね。あなたたちは緊急性と言われますが、実際、行政用語としての緊急性というのは、市民の人命とか災害とかの分だけなんですよ。

結局、1カ月もあったにもかかわらず——市長にも報告しなきゃいけないでしょう、何でもこういうことが起きたのか。まず一番基礎になる基本の「き」じゃないですか、経緯というのは。誰がどうしたというのがわからなければ、市長も判断しようがないでしょう。上げてないんですか。あなたたちは、執行部として、何でもこうなったのかっていう原因追求をしなきゃいけないでしょう。しなきゃいけないけどやっていないということじゃないですか、経緯が出せないということは。そうでしょう。何が問題だったのかっていうのは経緯がないと出てこないわけでしょう。それに1カ月かかって出せないんですか。職務怠慢ですよ。何でもそれで富士小学校だけだった1日で起案が通って……相談から4カ月弱ででき上がっているんですよ。あなたたち緊急性と言われますけども、それなら議会の緊急性はないんですか。

1カ月あったじゃないですか。市長への報告もしているわけでしょう。その一番基礎になるのは、この経緯じゃないんですか。池田部長、ずっと審議を聞かれていますでしょう。私たちに何回同じことを言わせるんですか。もうあなたたちは信用ないんです。言うことが二転三転しているじゃないですか、はっきり言って。そうでしょう。何を信用しろと言うんですか。

それで、時期も合わせない、きょうわかっていたにもかかわらず。きょうの時期に間に合いませんで済みませんって、済みませんで済みますか。あなたたち、余りにも議会を無視し過ぎじゃないですか、市民を。そんな言っていることが二転三転して、そしてその後、議会に言っていることがまた変わるんですよ。何を信用しろというんですか。間に合いませんで済みませんで済みますか。済まないでしょう。みんな時間を合わせて委員会に来ているんですよ。そこは何とと思っているんですか。市長はそれでいいと思っているんですか。

今は電子決裁もあるでしょう。iPadは持っていないんですか、市長は。これでやりますと言えないんですか。あなたたち電子決裁でしているじゃないですか1日で。四十数人の承諾をとっているでしょう。それはとれて今回三役の調整は終わっていませんって、三役はいないんですか、今。市長、副市長はいないんですか。副市長は何のためにいるわけ。市長の代わりをするのが副市長でしょう。市長に言ってもらって副市長の権限で出せるか出せないか決められるんじゃないんですか。おかしいですよ、言っていることが。そう思われませんか、部長。

○池田総務部長

申しわけありません。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

ごめんなさい、今発言されていますのでちょっと待ってください。

○池田総務部長

市長のほうも確認をして出すということで確認しておりますので、もう一度市長のほうに確認をさせていただきたいと思います。

○千綿委員

いや、だから言っているのは、三役というのは、要するに市長、副市長でしょう。市長がいないときは副市長代行でしょう。副市長に見せて、市長これでいきますという了解がとれば出せるわけでしょう。何でそれをやらないんですかって言っているんですよ。だって、わかってたわけじゃないですか、きょうが。きょうがわかってたわけでしょう。それなら、わざと何か所用を入れたんですか。言ったら悪いですけど、本来なら市長がここに待機すべきですよ、ある意味。そうじゃないんですか。あなたたちも事実関係を確認しているわけでしょう。

一番大事な総務委員会の所管事務調査がきょう始まるのがわかっていなかったんですか。わかってたわけでしょう。何でそれなら市長がいないんですか。だから、そこを言わせると済みませんじゃ済まないと言っているんですよ。議会を無視しているのと一緒にじゃないですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

きょうの市長の出張というのは、ちょっと私も承知はしておりませんでした。

今回、きょうから所管事務調査が始まるというか、委員会の中でどういった事項について調査をするかというのを決められると。それで、執行部のほうの出席は求められていないと。資料等につきましても、きょうどういった項目についての資料を請求されるというのが示されるであろうと。それを待って、こちらのほうは最終的な準備をするということでちょっと考えておりました。

○山下伸二委員長

わかるんですけども、ただ、今、委員から言われたとおり 10 月上旬に決算が不認定になったわけですね。本会議後に市長、副市長を含め謝罪をされて、きちっと調査していきますとおっしゃったわけですよ。そしたら、もうそこから始まっているわけじゃないですか、きょうの委員会を待たずに。

もちろん、きょうの委員会でこういったこれまでの時系列について事実確認を明らかにするための資料を請求されることは当然わかっております。仮に委員会から請求されなかったとしても、それは執行部側の責任として事実関係を明らかにするためにつくるべきだったでしょう。それを今言われているんですよ。

確かに、きょう突然出たものについて、きょうすぐ出さないという、そこは私としても、委員長としてもすぐそれをしなさいという判断はしません。それはちょっと待つてく

ださいとお願いするかもしれませんが、これについては、現段階で出せるものがあるのならば、出せるものを出してほしいと。出せないのであれば、出せない理由を明らかにしてほしいと言っているわけですね。

市長からこの件については、非常に市民の関心も高いし、庁内としても大変重要なことなので、例えば、市長から私がこれは全部目を通すまでは出してはだめだとか、そういうふうなことを言われているんですか。

○池田総務部長

全部目を通すまでというか、きのうの時点で、また、あした確認をするので、それまでは出さないでくれという話がありました。

○野中宣明委員

部長、今市長どこにおられますか。

○山下伸二委員長

わかっているなら教えてください。

○池田総務部長

熊本出張というふうに聞いております。

○野中宣明委員

今バルーンの期間中ですよ。何か緊急の用事ですか。内容を教えてください。

○山下伸二委員

総務部長わかりますか、秘書課じゃなくて。

○池田総務部長

確認させてください。

○野中宣明委員

すぐ確認してください。

○山下伸二委員長

今、市長の出張理由について確認していただいていますけれども、休憩しますか。

(発言する者あり)

わかりました。そしたら、恐らくすぐ出張理由については確認できると思いますので、10分程度休憩しましょうか。

○川原田委員

今説明されていますけれども、先ほどから出てるように10月の下旬に不認定になって、もう相当な期間が経ちますよね。11月2日、きょう総務委員会というのは、わかりきっていましたよね。そしたら何も準備をしていないってこと。

○池田総務部長

いや、先ほど申し上げましたように関係職員の聞き取りをして、時系列を明らかにすることと、委員会の審議内容、発言内容等を整理して、問題点、それから最後に、これから

二度とこういうことが起こらないように、再発防止策というところをまとめておりました。

○川原田委員

いや、再発防止策とか何とかじゃなくて、当然経過報告についてはあるだろうという想定は立つでしょう。それすら進めていなかったということなんですか。私、その辺に非常に問題があると思うんですよ。

○山下伸二委員長

言われているとおりなんですよ。再発防止策はもちろんとってもらわないといけないですよ。ただ、そのためには、まず事実関係を明らかにしないことには、再発防止策はとれないじゃないですか。だから、この委員会でも、まず何が問題点かを明らかにするために時系列で示してほしい。当然その作業を先にすべきですよ。

もちろん、全く何もやられてなかったというふうには判断しませんけれども、最終的なその確認が、決裁がまだ取れていないということなんでしょうけれども。そう言われるとそれ以上のことを、市長を無視して出しなさいとかはなかなか言えないんですけども、そこはやはり最優先としてやっぱりやっていただくべきですよ。

○池田総務部長

済みません、おっしゃるとおりで、先ほどの進み具合で申し上げますと、時系列でまとめをして、上のほうにお話をする中で、ここはもうちょっと詳しくしたほうがいいんじゃないかとか、ここはもっと聞き取りをして、加えたほうがいいんじゃないかとか、そういったところでどんどんその経緯の分を詰めていったような形になります。それで同時並行的にちょっと……

○川原田委員

いや、ここはこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかというのをおかしいだろうって。経過報告をしてくださいって言っているじゃないですか。誰もあなたたちの口裏を合わせると言っていないよ。ちょっとおかしいよ、それ。

○池田総務部長

済みません、言い方を間違えました。ここはもっと詳細に記述したほうがいいんじゃないかということでございます。済みません。

○川原田委員

ただ、我々も不認定にしたということもあるわけだから、我々も独自に調査していますよ、いろんな形で。これはやっぱり、所管事務調査をやるということは、我々もそれだけ調査したり、研究したり、きちっと事実確認をしたりしなきゃならないということで、我々は1カ月以上動いているわけですよ。でも今の部長の答弁を聞いていると本当に何をやられたのかなど。先ほど千綿委員、江頭委員が言われるように、事の重大さっていうのがわかっているのかなと思わざるを得ませんよ。

我々も不認定にした以上は、それは、ないがしろにできませんからきちっとしたことで

調べていますし、事実確認もやっていますし、ですから、本当にこんな言い方したら失礼ですけども、議事をなめていますよね。完全に議事をなめていますよねと言わざるを得ないような気がしますけれども、どう思いますか。本当にそれで誠実に対応していると思いますか。

○池田総務部長

申しわけありません。結果的にきょう、すぐお出しすることができなかったことは、もう本当に申しわけないといしか言いようがございません。事前には 2 日に間に合わせるつもりでおったんですけども、すいません、結果的にきょうに間に合わなかったと。

○川原田委員

もう経過説明ですから、こういうふうにしてぽんと出されているわけでしょう。それをもういろんな形で、マスコミとか何とかに載っているから、もっと詳細に出してくださいということで、それをあまだこうじゃないんですよ。もうお願いしますよ。答弁要りませんけれども。

○千綿委員

さっきの江頭委員の答弁にも答えられていないのは、何で出せないのかっていう話ですよ。というのは、要するに西日本新聞が 31 日でしたか、佐賀新聞が 1 日に掲載されましたよね。その調整なんですか。結局そういう見方しかできないんですよ。

あなたたち、市長にも報告しているでしょう、途中経過なり。しているでしょう。そのときに経緯を出してないんですか。自分たちが把握している今の現状のものを市長に報告はしているでしょう。

○池田総務部長

そのときの把握している経緯で報告しています。

○千綿委員

じゃあ、その経緯を出せばいいじゃないですか。だから言っているのは、西日本新聞とか佐賀新聞に載ったから、その調整を合わせるために三役の許可がいるということじゃないんですか。だから、江頭委員が言ったじゃないですか、何で出せないんですかって。出せない理由を言ってくださいって。言ってないじゃないですか。

○池田総務部長

はい、今の記述状況でいいかどうかの確認を市長に取ってないからでございます。もちろん、新聞等で 12 月 11 日以前の分も出ておりましたので、そこも詳細に記述した経緯となっております。

○千綿委員

だから、何回か市長には報告されているでしょう、現況を。そこは出せるわけでしょう。僕たちは、うがった見方をしますが、西日本新聞に書かれて、実は 12 月 11 日に最初会ったんじゃないですよ。メモが出てきて、済みません、10 月ぐらいとか 11 月ぐらいと

いう話になっていると。だから、その聞き取りをやっていないということなんですか。そうとしか思えないわけですよ。

市長には1回報告しているわけでしょう。1回か2回か、何回か知らないですけど。当然しないと何が抜本の原因なのかわからないじゃないですか。市長も多分——これは私の予想なんですけれども、何も聞かされていなかったのではわからないと思うんですよ。だから、ちゃんと報告をあなた方が上げないと何が起きているのかわからないんじゃないかなと私は思うんですよ。そうであるならば、市長に報告をした部分の経緯はあるわけでしょう。当然、何回か報告されていると思いますが、それを出せばいいんじゃないですかと私は言っているわけですよ。

だから、出せない理由は、西日本新聞とか佐賀新聞で新たに出ましたということで、それを調整しなきゃいけないということですか。

もう1点聞きます。そしたら、今度市長の許可を得て出すのは、全部本当だと誓いますか。私たちもちゃんと情報を得ている部分があります。載っていなかったら、それこそ大問題になりますがいいですか。

○池田総務部長

はい、今のところ聞き取りで聞いた分については、事実をすべて記載しているつもりです。

○山下伸二委員長

それと、これまで正式に市長に対して途中経過について、いつ説明したか、それは手元に今メモはありますか。

場合によっては、そのときに例えば今まで市長に対して、何月何日と何月何日に途中経過を説明していますということがあれば、そのときに使った資料等をもしかしたら後々請求されるかもしれませんけれども、そういった説明はされていますか、市長、副市長なりに対して。

○池田総務部長

このまとめている経緯の形ですか。

それは、その説明を上げた後にいろいろ、先ほど言ったようにここを詳しくとかいった部分で、記述が増えてきておりますので、今からその時点でというのは、非常に把握が難しいです。

○山下伸二委員長

出される資料については、すべて事実確認をされた分を記載されているということで確認してよろしいですか。

○池田総務部長

はい、すべて聞き取り等で、個人の記憶の部分もあります。そういったところは何日ごろとか書いている部分もありますけれども、聞き取った内容は事実を書いております。

○千綿委員

答弁をちゃんと答えてくれないですか。江頭委員も言われたじゃないですか。出せない理由が——市長に報告したわけでしょう。その時点で、確認がとれたのを報告しているわけでしょう、当然ながら。新たにわかったのを追加していくっていうのはわかります。それはいいです。だから、僕が言っているのは、西日本新聞とか佐賀新聞が出ましたよねと、12月11日が最初であったというのがもっと前倒しなる可能性があるかと、その確認をとっているんですかと、それがまだ了解がとれてないから出せないんですかと言っているんです。

○池田総務部長

はい、内容の了解を取っている部分はあります。個人、職員等も含めて。その分の三役の確認を最終的に取っているのがまだということでございます。

○千綿委員

わかるように答弁してもらえますか。正直、僕が言っているのは——それは、ずっと調査していったらずっとふえますよ、証言者がふえるわけだから、当然ながら。じゃあ、どこまであなたたちはするんですか。それなら市長はどこまで指示を出すんですか。全職員に聞けと言うんですか。そしたら何年もかかりますよ。だから、ある程度一定のところを決めなきゃいけないわけでしょう。

あなた言ったじゃないですか、再発防止策と。再発防止策の前に事実確認じゃないですか、優先順位があるでしょう。佐賀市役所の総務部長ですよ、優先順位ぐらいわからないんですか。その基本の「き」の経緯の確認がとれていないっていうことは、市長にも報告していないということと一緒にじゃないですか。

結果的に、それじゃあどこまでするのと、対象者を。聞き取りをどこまでするのという話になってくるんですよ。だから延々と続きますよ、これ。

だって関係職員に全部聞いて、まだこの職員に聞いていないとなったら、どんどん増えていくじゃないですか。どんどん追加になっていきますよ。私たち、いつまで待てばいいんですか。そうでしょう。

だから、言っているのは、あなたが市長に報告している部分、こういった関係の事実確認で経緯はこうでしたと。その時点はその時点でいいですよ。新たに出てきたものは追加でいいじゃないですか。それを出せないのは、さっき言っているように西日本新聞とかが出て、12月11日が最初であったということが崩れたから、それ以前のことを聞き取りしているんですかと聞いているんですよ。

だから、後で出てきたのは後でいいと言っているじゃないですか。それでも信用できないですけど、まだ私は。私は信用できないんですけど、言っていることが。12月11日以前にあったということが新聞報道にあったから調整しているんですかと聞いているんですけど、答えられないじゃないですか。答えてくださいよ。畑瀬副市長が言っているわけでしょう。

新聞に言われているわけじゃないですか。だから、その整合性をとるために調整している
としか私たちは思わないですよ。普通の人を考えればそうじゃないですか。

○池田総務部長

はい、以前の分の事実を確認しております。畑瀬副市長の行動を含めて。

○山下伸二委員長

部長、調整という言葉が使われるのでおかしいんですよ。確認とか事実確認、調整と事
実確認は全然違いますので。調整という言葉を使うと何か口裏を合わせるような印象に取
られるわけですよ。わかりますか。

だから、そこら辺の言葉の使い方はちょっと慎重をお願いします。

(発言する者あり)

○三島総務部副部長兼総務法制課長

先ほど野中委員のほうから質問がございました市長の出張のほうなんですけど、きょう筑
後川下流土地改良事業推進連絡協議会、これは佐賀県、福岡県の両県でのことのように
けれども、この政策提案ということで九州農政局、熊本市のほうに両県 12 市町の首長た
ちで出向いているということがございます。時間が 15 時 15 分からということございま
す。

○千綿委員

12 市町の首町全員そろっているということですね。代理がないということですね。副市
長なり、代理がないということが前提でいいですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

済みません。秘書課には、どういった方たちが行かれているんですかと。結局、だれが
実際行っているかということろまでは確認できておりません。

○千綿委員

私たちから言えば、どっちが優先なのという話ですよ。そういう期成会とか何とかの会
合は副市長が行かれるときもあるし——市長が行けないときは副市長が行くわけじゃ
ないですか。でしょう。だから、確認してくださいよ。全部の首長が揃っているなら、それは
ある意味そういう重要会議で行かなきゃいけないという判断は成り立ちますが、例えば、
ほかの市町が首長でなく副だったら、行く必要があったのという話になるわけでしょう。

そこまでやっぱり調べてやっていただかないと。そこより議会の委員会というのは軽い
としか見られないですよ。違いますか、副部長。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私自身がこの連絡協議会が実際どういう内容のものかというのを申しわけございませ
んが承知しておりません。そして、実際こういうふうな国のほうに政策提案を行う場合にど
ういうふうな方が行かれているとかという事実はちょっと存じ上げないので、議会がきよ
うあるということで、重みと言われたときに、ちょっと私自身の判断でなかなか答えられ

ないところがございます。

例えば、この協議会で何らかの役についているとか、そういった場合もあろうかと思えますので。誰が行かれているというのについてはちょっと申しわけございません、お答えできません。

○山下伸二委員長

その確認をしてください。

ちょっと今回の所管事務調査とは直接関係ないんですけども、ただ、これだけ委員の皆さんが時間をつくって来て、資料の請求をしながら待っているわけですね。どうしても市長が行かなきゃいけなかったというならわかりますけれども、もし仮に今回の出席は代理でもよかったということであれば、それは市長は、ここに残って委員会があるならば、その最終確認を先にすべきだったんじゃないですかということをお千綿委員は言われていると思うんですね。ですから、ちょっとここは、副部長では答えられないと思いますので、そういう御意見があったことは、ぜひ伝えてください。

○千綿委員

副部長、何があっているか聞いて来てという、子供の使いで、こういう会合でしたというのは誰でもできるわけですよ。総務部の副部長ですよ。そしたら、当然そういうことも想定しなきゃ。だから、どういった町の首長が出席の予定なのかっていうのぐらいまで聞いて、これだけ大事な会合なんですということも含めて報告できるようにしないと、子供の使いと一緒にじゃないですか。そうじゃないんですか。

あなた方が1時も2時もそうなんですけど、いや、済みません、準備できていません、済みませんで済まないですよ。そういうことを言っているんです。だから、当然出てくるであろうと想定しながら、市役所って動くもんじゃないですか。だからいけないですよ。会議の中で部長なり、副部長なり、部内会議でも、課内会議でも一緒です。そういった議論をして、やっぱり想定してやっていくというのが当然必要なんです。漏れがないか、例えば、こういうことは地方自治法に違反していないかチェックするわけでしょう。チェックして、調べてやっていくわけでしょう。

さっきから言っているように富士小学校体育館は1日で決裁が終わっているんですよ、四十数人。あなたたちのやりたいことは、すんなりいくけれども、私たちが聞きたいことは引き伸ばしですか。そうとられても仕方ないじゃないですか。総務部長、そうでしょう。

この間の9月の議会のときでも、ずっといらっしゃったからわかるでしょう、議論を聞いていて、わかるでしょう。私たちが不信感を持っているのもわかるでしょう。そういうことを言っているんですよ。だから、もっと自分たちの経験でこういうのが出るだろうと想定しながら仕事をしないと進まないですよ。いつまで経ったってお役所仕事と言われるんですよ。それが、何で12月11日に初めて会って、3月末までに工事が済むのという疑問が出てくると言っているじゃないですか、そこだけ。自分たちのやりたいことだけがす

んなり進んで、議会の提案とかは先延ばしというふうにはしか見えない。

○江頭委員

31日に西日本新聞に記事が出た際に取材に応じて畑瀬副市長が早い時期にというところの後、その取材の後に、この事実関係について議会にきちんと報告したいということが新聞記事に載っているんですよね。31日ですよ。1日ありますよね、きのう、きょうが2日です。きちっと報告したいという畑瀬副市長の言い分、議会にきちんと報告したいということは、もう1日でその経緯ぐらいはちゃんとそういうことができる、1日でもできるはずなんです。きょうまで待たなくても、こんな大事なことです。当然、議会ではこれはきょう、例えば、目的、事項を決めたとしても、この話が出るだろうと、もちろん資料も。あなたたちだって、それは当然これが大きいことだということはもう認識されていたと、この部分。その対応を、いや、資料請求は多分後もってだろうというぐらいの感覚でいるからこういう話になるわけですよ。多分もうこの記事が出てからの経緯の見直しなんでしょうから、正直ね。

でも、今言っているのは、市長と、きちっと確認した部分の資料でもいいから、それも出せないんですかというのでも今言われているんです。だから、その前にあなたたちが市長に報告をして、ちゃんとそこでできた資料、それでもいいんですよ。

それを出したらまた大変なことになるのかな。そのあたりがあなたたちのそういう——私たちはそういう不信感があるから、何としても、きちっとした詳細にわたってと言うんだけど、もう出そうとしていた資料が多分あると思うんです。これがあつたからやっぱり——この31日、1日の記事があつて慌てて、それがもう間に合わないような状況に陥っているというのが事実なんじゃないですか。どうですか。

○池田総務部長

はい、途中で市長に確認をしたのは事実なんですけれども、そこで決裁というよりも、そこでの報告という形なので、そこで市長に委員会に出していいですよというような確認の意味でとったわけではございません。

○山下伸二委員長

要は説明資料であつて、議会に出すことを想定していないものだったということですか、それは。

○池田総務部長

決裁として、ここまではこれでいいですねという形で、市長が決裁した形のものはありません。そこで……

○山下伸二委員長

今もうとにかく資料を出せ、出せないになっているんです。

今、ずっと部長がお話をされているのは、いろんな事実関係を組み合わせてきているので、ずっとゼロから積み上げていって、50%完成したので報告した、80%できたので報告

したというものではないというふうに思うんですね。

またいろんなことが事実関係として明らかになって、最終的な決裁を市長にとらなければ出せない、これはもう市長からの指示があっているんでしょから出せないということですので。それを出すとすれば、18時に戻られて、20時ぐらいまで2時間かけてするということですので、それでいいのか、それとも別の資料を出してくださいということであれば、出せる資料があるかどうか、ちょっとその議論をしていただかないと、ちょっと出す出せないだと、もうちょっとこれはもう水かけ論なってしまいますので、ちょっとその辺の観点で御発言いただければ。

○野中宣明委員

その観点でお聞きします。

正確に日付を教えてください。市長に報告された日付。何回かされてあるとさっきからずっと言われていますので、日付を教えてください。それで誰がどういう形で報告をされたのか。

○山下伸二委員長

今手元に資料ありますか。

○野中宣明委員

なかったら取って来てください。

○池田総務部長

ちょっと、手元の資料ではお答えできませんので、確認しないとわかりません。

○山下伸二委員長

野中委員、これ、ペーパーが要りますか、口頭でいいですか。

今の状況からいけば、市長が帰ってくるのが18時ですから、それ以降になりますので、皆さん、とにかく資料は月曜まで待てないということですので、市長が帰ってきて、市長の確認が得られてからまた委員会を再開ということになると思いますので、時間ありますので、部長、今資料請求がありましたね。9月定例会で不認定となった以降、事実関係を調査して何度か市長のほうに途中経過なりを報告されていると思います。報告をした日付、時間、誰がされたのか、どういった資料を使ってされたのか、主だった内容はどのようなことをされたのか、それに対して例えば市長からどういう指示があったのか、そういったことについて、系列ごとにペーパーをつくってもらえますか。ペーパーがいいですよ。

○野中宣明委員

まさかはないとは言いませんよね、メモがないとか。よく最近メモがないとか、公文書がないというのを結構発言されていますけど、佐賀市のほうはですね。これが——いつ誰が何をどうやって市長に報告したっていうのが、まずメモとか書類がないとは言わないですよ。そこをまずちょっと教えてください。

○池田総務部長

はい、ちょっと私のメモを確認します。

○山下伸二委員長

いろいろ報告をする中で市長からなり、三役から、ここはもう少し詳細に記載をしなさいとか、そういう指示があったというわけですから、当然、公文書なのかメモなのかはわかりませんが資料はあるはずですから、その分の精査をしていただきたいと、そして資料として出していただきたいというふうに思います。

○千綿委員

部長、さっき言ったように西日本新聞に載った以降の確認がとれてないということを書かれましたよね。それがとれる前でいいんですよ。別にその確認とれる前のが、確認とった後になることはないじゃないですか。当然そうですね。変わったらおかしいですよ。おかしいでしょう。おかしいんだったら、畑瀬副市長の12月11日以前のやつは後でいいです、正直。だから、それを市長に決裁をとってください。あなたたち、電子決裁で1日でやるじゃないですか。連絡とったらやれるでしょう。秘書課が行ってるでしょう、誰か。この文書を総務委員会に提出していいですかと聞いてくださいよ。12月11日以前はいいので、後で。後でいい。

12月11日以前は確認がとれてないけれども、それが確認とれて、今ある報告書が変わるということはないでしょう。でしょう。事実確認をとられているわけじゃないですか、あなたたちは。確認をとって経緯をつくりました、畑瀬副市長が、いやいや、すいません、12月11日が最初だったと思っていましたが、メモが出てきて10月か11月でしたとかいう発言の確認がとれていないのであれば、今確認がとれている部分でいいから市長に了解をとっていただいて——だから、西日本新聞に載った発言以前の分は後でいいので、市長が今まで見られている最終のでいいから、何月何日の時点での市長のオーケーがとれるのであれば、それを出してくださいと。わかりますか、言っている意味。要するに市長に報告された最終日時があるじゃないですか。その経緯の確認をとった、当時出された——日付はその日付でいいので、その資料を出してくださいと、市長に了解をとって。了解がとればいいわけでしょう。

○山下伸二委員長

部長、ちょっと時間をとりますので、市長にどのタイミングでどういうぐらいの頻度で報告をされているのか、全くわかりませんので、例えば、3日前に報告していて、まだ精査中です、これは明らかに委員の皆さんがおっしゃるとおり、最終的に何かをこうされているんじゃないかなというふうにしか思えないわけですね。今千綿委員からありました12月11日というふうに決算審査……はい、どうぞ。

○野中宣明委員

すいません。口をはさんで申しわけありません。

多分、この西日本新聞記事、これを読み解くと、これ、ちょっと読みます、記事の内容

を。「昨年 11 月末には、当時総務部長だった畑瀬氏が竹原氏を連れて体育館を視察していたことも関係者への取材で判明」と。「この事実関係について畑瀬氏は取材に」ということですから、このことを西日本新聞のほう取材に行ったら、畑瀬市のコメントが「議会にきちんと報告したい」ということで、ここでは「明言を避けた」ということになっていきますので、12 月 11 日というより、多分 11 月末ということで、何かもう持っているでしょう。持っているでしょう、そっちの情報は、この時点で。だって、そう答えているじゃないですか、副市長。だから、そこも出してください。11 月末に何が起きたかっていうのを教えてください。お願いします。

○山下伸二委員長

部長、まず事実関係を確認しながら、経過をずっと調査していただいています。それを市長に報告をした日にちと内容ですね、先ほど言いました。どういうものをしたか。それと、新聞報道がありましたので、10 月 31 日、そして昨日ですか、ありましたので、そのことの事実関係を確認しなくてはいけないので、まだその経過の資料が出せないということであれば、市長が 13 時 15 分からでしたよね、きょう。15 時 15 分からとおっしゃいましたよね。時間はありますよね。その間に市長に連絡をとっていただいて、10 月 31 日と 11 月 1 日の新聞報道のことについては、まだ市長のほうに詳細な報告はしていないけど、それ以前で市長に報告した分については、議会に対して資料を出していかどうか、その確認を市長にとってください。よろしいですか。

それで、もし市長が出せないとおっしゃるならば、なぜ出せないのか、ちょっと確認をとってください。副市長もいらっしゃるわけでしょう。副市長いらっしゃいますよね。副市長と話をしていただいて、15 時 15 に入られますので。

それでは休憩します。15 時 15 分までには調整をしてもらえenと思いますので、市長のほうに。確認してもらえenと思いますので、15 時 15 分にしましょうか。それでは休憩します。

◎午後 2 時 31 分～午後 3 時 17 分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前に現在の資料について提出をしてほしいという要請がありまして、市長にその旨確認をしてほしいという要請をしていましたので、その点について、執行部側からの調整の状況について報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○池田総務部長

副市長を通じて市長のほうに連絡をとりました。市長としては、やっぱり最後、確認をしたいという思いはあったんですけども、今の段階でお出しする——その後、確認をとって変わる点もあるかとは思いますが、今の時点での資料の形での提出の了解をとっております。ですが、印刷はもうちょっとかかると思います。済みません。

○山下伸二委員長

現段階において、市長のほうから議会側に資料を提出していいという、そういうお話があったということです。資料の作成にはどれくらい時間かかりますか。

○池田総務部長

30分程度で大丈夫だと思います。

○野中宣明議員

何で30分かかるんですか。今まで何分待ったんですか、私たち。ちょっと理由を教えてください。

○池田総務部長

市長の確認をとってからの印刷ですので。

○野中宣明委員

何時でしたっけ、終わったのは。大分待っているんですけど、その中で何でできなかったんですか、資料の準備が。

○池田総務部長

副市長がここの課に来てお話をするというようなところとかの話をしておりまして、その後ここに来た次第でございます。

○山下伸二委員長

要請していった資料のボリュームはどれくらいですか。例えばA4で10枚程度とから5枚程度とか、それはどれくらいですか。

○池田総務部長

A4で8枚です。

○山下伸二委員長

そしたらすぐしてください。人数分、A4で8枚であれば、10分でできると思いますので、すぐに印刷をしてください。

あと、ありました市長へのこれまでの経過の説明について、その事実関係についてはペーパーを。市長にどういう説明についてはしてきたのかということ資料請求されてしまったので。

(資料を配付)

ペーパーは、よろしいですか。

それではすみません、この点について補足の説明を求めますので。はい、どうぞ。

○池田総務部長

この件についての市長への報告の内容です。

まず10月4日に決算の不認定の報告、これはもう報告ですね、三役のほうに正副部長、私と三島副部長とで報告を行っております。

それから、途中経過の報告が10月29日に行っております。出席者三役、総務部の正副

部長、財産活用課、秘書課、財政課、企画政策課で行っております。これは、今印刷をしております経緯のまとめの分の報告でございます。11月1日、途中経過報告、同じくこの経緯のまとめの報告で、三役、正副部長とで行っております。この、特に2、3番目の途中経過の報告を受けて、今からお配りする経緯のまとめを完成した次第でございます。

○千綿委員

今から配る資料というのは、いつの時点の資料と捉えればいいですか。

○池田総務部長

11月1日、きのう、木曜日の三役途中経過報告の結果を受けての資料です。今までの途中の分が残っていないといいますか、私が赤で書いたものはありますけれども、最終が今印刷している分ということです。

○千綿委員

そしたら、これは11月1日の時点ということは新聞各社が報道をした後ということの認識でいいですか。これ以上は出てこないということで。

○池田総務部長

1日、きのうの夕方の時点でございます。

○千綿委員

いや、すいません、これ以降に、例えば今から配付される資料以外に、もう出てこないということでいいですか。

○池田総務部長

はい、今調査を行った結果としてはこれですべてでございます。

○山下伸二委員

要は11月1日に市長に途中経過報告されたものを踏まえた資料ということですよ。

○池田総務部長

はい、そのとおりです。

○山下伸二委員

そしたら、この11月1日に市長に報告されて、市長からの指示があつて、こういう文言を追加したほうがいいとか、こういう項目をさらに追加しなさいとか、そういう指示はここであつたんですかね、1日、きのう。

○池田総務部長

はい、何点かあっております。

○山下伸二委員長

要は、最終的にきょう市長に確認をとらなければ出せないというふうにおっしゃっていたんですけども、この経過を見ると、きのう11月1日に市長に報告をされて、その途中経過を踏まえて、恐らく市長から、もう少しその資料の精査というか、確認の指示があつたと。その分がまだ最終的に市長から確認がとれていないので、きょうは出せませんと

いうふうにならずにおっしゃっていたのかなというふうに判断をします。

ただ、どういう方向で市長に報告されたかはちょっとわかりませんが、きのう市長から指示があったことがきちっとこの資料の中に反映されているのであれば、それは出していいということで、市長からその理解があったという判断でよろしいですか。その確認です。

○池田総務部長

はい、そのとおりです。

○千綿委員

きょう、市長が帰られて、確認をとられて 8 時までに出しますというのは、今回配られる資料がそれということですか。さっきまで言われていたじゃないですか。市長決裁がとられていないので、きょう帰って来られて、ちょっと三役とかで話をされて、最終的なやつが 8 時に出るって言っていたのが、実際今から配られる資料なんですかということですか。

○池田総務部長

はい、きょう夕方、市長にお出ししようとしていた資料がこれです。

○山下伸二委員長

ですから、まだ市長の決裁とられていないんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今出していただきますけれども、もしかしたら市長が見られて、いやいや、ここの指示はこういうことだったんですねということが、もしかしたらあり得るかもしれないということですね。きのうの指示で。きのうの指示を受けて、今から出す資料を出されるわけですね。ただ、それは中身を市長はまだ見られていないわけでしょう。だから、市長が例えば、きのう皆さんに指示をされて、ここはもう少しこういうふうに書きなさいとか、ここはもう少し細かく書きなさいといったところが、市長が、いやいや私はそういう意味では指示はしていなかったとか、そういったこともあり得るということですか。ちょっとその確認をしとかなないとだめなんですけど。もう 1 回、市長は帰ってきてこれを見られるんですね。

○池田総務部長

もう一度これは見ていただきます。

○千綿委員

聞きたいのは、きょう言われていたじゃないですか、部長が。市長が 6 時頃帰ってきて、8 時には出せませんという資料が今印刷している資料なのか、今印刷している資料が 8 時までに出すと言っていたやつが別にまた出るのかを聞いているんですよ。わかりますか、意味が。

だから、今委員長が言ったように、市長から指示があったかどうか私も知りません。ただ、今から出る資料がいつの時点の資料かということを知りたいんですよ、今までずっと

市長が帰ってこられて 8 時ぐらいになりますと言われてたのが、もう了解がとれて、それが今出るのか、それともその以前のやつが出るのかということを知りたいんです。

○山下伸二委員長

部長、市長の了解が得られたということについてなんですけれども、資料を出すことについて、それは市長が中身をまだ確認してないけど出していいということを知られたのか、これから出す資料をぱっと見られて、これだったら出していいですよというふうに言われたのか、まずそれはどちらですか。

○池田総務部長

中身そのものを確認していただいたわけではありませんが、内容の分については了解一ですので書き方とかの部分にはある程度あるかとは思いますが、そこは言われないかと思います。

○千綿委員

私が聞きたいのは、先ほどから部長、言われていたじゃないですか、市長が帰ってきて、一応市長に見てもらわないと出せないっていうふうに言われていたでしょう。だから、それ以前のやつでいいですと私は言ったつもりなんです。市長が帰ってきて見られた後の文書じゃなくて、その前に多分市長に報告されているでしょう。だから、それでいいですよっていう話をしていたんですね。その資料なのか、またこれにプラス、市長が帰ってこられて、もう 1 回見られて、いや追加分がありました、変更点がありましたと出されるのか、どちらなのかというのを聞いているんです。

○池田総務部長

一応、最終形のつもりでおりますが、市長が見て、また追加があるかもしれません、それは。

○野中宣明委員

市長から指示が幾つかあったとおっしゃられていたので、その指示の内容を教えてください。

○山下伸二委員長

どの分の資料ですか。

○野中宣明議員

資料を 11 月 1 日に途中経過を報告したときに、ここはもう少し調べなさいとか、ここは詳細なのを載せなさいとか、何か指示があったと今おっしゃったじゃないですか。その指示された内容を教えてください。

○池田総務部長

日付と会議の内容、それから出席者等を書いております。右のほうに備考として、その中の案件、こういった内容での打ち合わせでしたよ、会議でしたよというのを書いておりますが、その備考の部分にもうちょっと詳しくとかいった部分が多かったです。

富士小体育館を見たときに、かなり床の傷みが激しいと聞いているのでとか、その辺の文章も入れたたほうがいいよというような、アドバイスを入れております。

○野中宣明委員

ということは、今から出てくる資料は、もう大筋、大体完成形に近いということで捉えていいですか。すいません、再確認ですけど。そちらが提出する際の……

○池田総務部長

はい、大きな変更点はないと思います。

○山下伸二委員長

今部長から説明を受けますと、市長からの指示については、事実関係を大きく変えるような、そういったことではないということですので、これから出していただく資料は、事実関係については、一定の確認がとれるものと判断しますので。

もう 10 分経ったんですが、まだでしょうね。

今、耐震の分についても、先ほど休憩に入る前からいただいていますので、もう間もなく時間もかからずにできると思います。

すいません、もう 1 個、皆さんからあった、直接調査には関係ないんですけども、本日の市長の出張の件ですね、ちょっと副部長がちょっと印刷のため外されていますので、これがちょっとどこまで——事実関係については、確認がとれる分について報告を受けたと思います。副部長が今席外れていますので。多分積み残しはその点ぐらいだったかなというふうに思っていますので。

○千綿委員

僕が言いたかったのは、要するに出していい決裁がとれれば、それで別にいいですよ。必ずこちらにいないといけないという部分で言ったわけじゃないので。要するに決裁がとれる状態にしていただければ、別に僕たちは今誰かを呼んで説明してほしいということを行っているわけじゃないので、それはもう全然問題ないです。

だから、そこにもう今農水省の関係機関に行かれているっていう部分であれば、もうそこまでは、私も言いませんので。要は決裁がおりたので、それはもう私としては要りません。

○山下伸二委員長

資料が出てくるまで皆さん何かございませんか。

ごめんなさい、資料の作成状況を確認してもらっていいですか。そんなに時間はかからないと思うんですが。とりあえず委員の皆さんの分だけでいいですよ。

○野中宣明委員

総務部長、確認ですが、市長のいわゆる今回のこの富士小学校の件に関して、正確な情報といったのが、きちっと下のほうからというか、担当のほうから市長のほう上がったのかなっていうのが非常にちょっと関心ではあるんですね。そういった意味では、最初 10

月 4 日、決算不認定について三役、総務部正副部長ということで、市長のほうに報告されていますよね。この時点では、大体資料はどれぐらい理解されたんですか。この案件の重みと申しますか、いわゆる議会が不認定にしたっていうこの結果とか、そういった重みを。

○池田総務部長

3,000 万円もの金額を流用して、議会——議長、委員長にもお話をしないまま、決算の中でもしないままにしてしまったというところの重みでもって、結果として不認定になったという部分は、十分お感じになっていると思います。

○野中宣明委員

10 月 5 日に本会議で全会一致の決算不認定ということになりまして、その日の夕方に臨時の記者会見、市長の会見が開かれて、これはユーチューブ等でも流れているような感じで結構市民の方も見られていて、富士小学校の案件の重大さ、または決算認定の重みといったものが、なかなかその市長のお言葉一つ一つの中から、そこがきちっと正確に伝わっているのかどうかというのがどうなのかなっていうお声も市民のほうからは、そういったお声も聞こえてきていたんですよ、当時ですね。

そういった意味では、その時点では、きちっと正確に——今おっしゃられたんですけど、把握されていたという認識でいいんですかね。私たちもちょっと聞かれた部分は、やっぱり市民にお答えしないといけないもんですから、そこら辺の市長の把握の精度ですね、精度と言ったら失礼なんですけれども、どこまで知ったか、どこまで感じられたかというところで。

○池田総務部長

はい、そこは、畑瀬副市長が報告したときに、何で議会に言わなかったかとか、かなり怒られた形とかもありますので、そこら辺、全体像は、もう不認定になった時にわかっていらっしやっただと思います。

○山下伸二委員長

この経過については、よろしいですかね。

よろしいですね。

今、旧富士小学校体育館改修に係る経過まとめというものが出されております。

きょうの資料請求をしていますので、この中身について、きょう執行部とのやりとりということにはなりませんので、ちょっと見ていただいて、中身、例えば事実を確認したいとか、表現がわからないとかというのが、もしかしたらあるかもしれませんので、その点については、確認をしていいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

いいですね。

それと耐震に関わる資料はどうでしょうか。

○三島総務部副部長

今コピーをしておりますので、あと 3 部ぐらい印刷が終われば、全部できると思いますの

で、4時前にはお渡しできると思います。済みません。

○山下伸二委員長

4時までですね。

そしたら資料が出てきて、それについての調査をすることではありませんけれども、もう1回休憩して16時にしましょうか。

次の資料を見ていただいて、次の委員会の日程だとか、どういったことについてやるのかということについて、場合によっては委員間討議をする可能性もありますので、16時に再開しますので、しばらく休憩いたします。

じゃあ16時までには資料ができるようお願いします。

◎午後3時36分～午後4時02分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

委員の皆様から資料請求がありました旧富士小学校体育館改修に関わる経過まとめ並びに耐震工事に係る資料について執行部のほうから提出いただきました。

きょうは資料請求だけでしたので、この中身については、もちろん執行部とのやりとりはしませんけれども、今後、次回以降、これをもとに執行部からの聞き取りということになってくるといふふうに思いますけれども、特に本日の時点でこれだけは確認しておきたいというのがあれば。

○千綿委員

関係者何名と書いてあるところが幾つかありますよね。例えば、県から1名とか。その人名の特定っていうのは後で出すということではできないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

申しわけありません。こちらのほうは名前を上げるということでしたんですけども、現時点でちょっとそこが漏れておりますので、最終的には入ったところを出したいと思っております。

○山下伸二委員長

そしたら、確認なんですけれども、例えば、日付のところも最初のほう10月下旬とかになっていますよね。その辺の日付についても、具体的な日付が出てくるといふような認識でよろしいですかね。

○池田総務部長

済みません、日付につきましては、かなり詳細に調査したつもりなんですけれども、それで最終——もう、記憶等、書類等でわかった部分は日付を入れております。下旬とか頃とか入れている分については、それでも特定できなかった分でございます。下旬とか上旬順とか書いてある分の前後関係については、この並べてある順番だろうというところがございます。

○山下伸二委員長

わかりました。そしたらの千綿委員からありました名前について、例えばらいふ薬局社員数名とか、サガン・ドリームス竹原社長並びに社員 2 名とか、そういったのがありますよね。具体的に出せるところは、きっちりとまた出していただきたいというふうに……

○三島総務部副部長兼総務法制課長

例えば県のスポーツ課 1 名とかが何々さんというのがわかっている分については、きちんとお出ししたいと思います。あと社員何名とかで、そこまでわかっている部分がある部分で出せない部分があるかもわかりませんので。

○山下伸二委員長

それは社員が同席をしていたけれども、例えば誰が同席していたかをその名前とか確認しなかった例があるということですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

その可能性があるのです。

○千綿委員

よく市役所のほうの答弁で個人情報の点があると言われていますが、個人情報というのは、基本的にその法律なりの趣旨は本人が了解すればいいんですよ。だから、そういう逃げっというのがないということで了解をいただきたいと思っています。例えば、らいふ薬局の社員何名っというの、本人に確認して出していいですよっという話になって了解がとれば出していいわけですから、そういった逃げはないということで確認をいただきたいと思います。

○山下伸二委員長

今のよろしいですか。

○池田総務部長

はい、わかりました。

○野中宣明委員

通常私たちもそうなんですけど、初めてをお会いする方とか、名刺交換をしますよね。名刺もないんですか。残ってないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

すいません。名刺の確認はちょっとしておりません。

○山下伸二委員長

これだけ出していただいていますので、本当に具体的に名前が出せる部分、記録が残っていないというなら仕方ないかもしれませんが、場合によっては、相手側、例えばサガン・ドリームスの社員 2 名であれば、サガン・ドリームス側に確認をしていただいて、この日に誰と誰が来られたのかということ佐賀市側だけではわからなくても、相手側に確認すればわかる分があるかもしれないので、ぜひそういった形もとっていただきながら、具

体的な氏名を出していただくようお願いをしたいというふうに思います。

それともう 1 つ確認なんですけど、経過まとめてゴシックで書いてある、これは何ですかね。太ゴシックで書いてる分は。

○池田総務部長

ゴシックで書いてる分が、以前、委員会の中で、A4 の 1 枚で経過を出してくださいというところを出した分をゴシックで残しております。なるべく同じ形で残しているつもりです。

○山下伸二委員長

はいわかりました。

それからもう一つお願いなんですけども、ここに名前等が入ってくるとまた改めて資料が出てくるかと思います。

その場合わかるように、資料番号を日にちとか、資料番号、こちらのほうにはつけていただくようお願いをしておきます。

それ以外で執行部のほうに確認をできしっておきたいことはございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部の皆様は御退室いただいて結構です。

◎執行部退出

○山下伸二委員長

それでは、本日資料請求いただいた分につきましては、今、委員の皆様のお手元に配付させていただいております。

今後、総務委員会における所管事務調査につきましては、きょう出していただいた資料をもとに議論を進めていくことになると思いますが、まずは、経過、それからきょう出していただいた耐震のことについて、次の委員会で執行部からの説明会を求め、質疑を行いたいと思いますけれども、委員の皆様のお都合——資料を出していただいておりますので、執行部のほうには、そう時間を置かずにお願ひできるとは思うんですけれども、副議長が来週の木、金が出張でしたね。副議長は公務が入っておられるということで、そうなると来週の木曜日——金曜日はもう一日中ですか。それでは木、金はちょっとすいません、総務委員会は入れられませんので、入れるとすると 14 日の水曜日ですね。14 でいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり) よろしいですか。

そうしましたら 11 月 14 日水曜日、9 時からしますか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは 9 時からにしましょうか。

それでは、次回の総務委員会につきましては、11 月 14 日水曜日の 9 時から行いますので、きょう提出いただいた資料については、読み込んでいただきますようによろしくお願

いいいたします。

そのほか委員の皆さんから何かございませんか。

○千綿委員

すいません。

資料請求、これ急がない分でお願いしたいのは、所管事務調査の中で必要だと思われるので、幾つかあるんですけども、今まで設計図面がない中での発注をしたことがあるかの有無、今までですね。今から言うのは平成 29 年度でいいんですけど、平成 29 年度になかったら一番直近でそういった発注の方法があるのかどうかをまず。あれば、それを事例として出していただきたいと思います。

設計図面がない中で要するに今回発注しているわけですね。

○山下伸二委員長

要は、ないというか、この程度の、これくらいのことですね。

○千綿委員

今回と同じような発注の仕方が過去にあったかどうか。ごめんなさい。そう言ったらわかりやすいですね。

それと、平成 29 年度の随意契約が何件で、その金額、それと平成 29 年度で目の中での予算流用が何件ぐらいあったのか。

リストとは言わないでもその件数でも結構なんで教えていただきたい。

○山下伸二委員長

これは総務委員会じゃなくて全部にかかわる分で目内流用の……

○千綿委員

その数だけで結構なんで。

○千綿委員

それと、ある意味金額の幅を例えば 100 万円以内が何件とか、例えば 200 万円以下が何件とか 1 千万円以下が何件とか、そういうくくりはあっていいんですけど、わかりやすいある程度の金額で流用件数がわかれば、多分時間かかると思うんで急ぎませんので。急ぎませんと言ってもなるべく早くお願いしたい。

それと、起案、この間答弁であったように件数を言われました。

平成 29 年度にあった起案から承認まで 1 日で済んだやつが 6 件ほどあったと記憶していますが、その案件並びに金額。起案してその日で決裁がおりたというやつが 6 件ほどあったと私は記憶していますが、そのリスト、どういった案件があったのかということちょっと資料請求をお願いしたいなと思います。

解体費の経緯はもう言っていましたよね。

○山下伸二委員長

それでちょっと千綿委員、確認ですけど、随意契約というのは例えば建設工事とかそう

いったものでいいですよ。

例えばシステム改修とかいろいろありますが、建設工事に絞っていいですよ。

目内流用も、例えばいろんなものがありますよね、総務費だけじゃなくて保健福祉だとかいろんなことがありますよね。それも全部ですか。例えば、建築改良工事とかそういった要は、何か物事が動く、そういう——全部となると、全部出さないといけなくなるので、目内となると。

(「それはどれくらいあるのか」と呼ぶ者あり)

いや想像つかないので。とてつもない量があると思います。

千綿委員

済みません、それじゃ 1,000 万円以上ということで。いや、500 万円以上か。500 万円以上を説明ずっと説明していたので。小さい流用は多分 10 万円とか 5 万円とかいう程度はあると思うんで、これらの説明では課長決裁と副部長決裁と総務部長決裁で 20 万円、100 万円、300 万円だったですかね、その決裁があるんで、部長決裁以上にするか。部長決裁上の予算の流用。そうなると多分絞れてくると。

○江頭委員

市民会館の解体経緯は言ったですね、これはもう 2 回目ときにももらえると。

○山下伸二委員長

資料請求は既にしてしますので。確認はしておきます。

○野中宣明委員

できましたら、2 回目は 14 日なので、もうできた時点で棚入れでもいいのでいただいて。

○山下伸二委員長

わかりました。

それとちょっとその目内流用の金額、それは総務委員会の所管に限らずすべてとですか。すべてですね。

○千綿委員

部長決裁ということで区切ったんで、そんなに件数は多くないと思います。

300 万円以上ですから。

○山下伸二委員長

流用は部長決裁……

○千綿委員

金額は言われたわけでしょ。

300 万円以上って。300 万円までか。

○山下伸二委員

流用するのは部長決裁でしょう。

○千綿委員

そしたら基本的に 500 万円以上。件数だけでもいいですリストまでつくらなくていいんで、大体のその 500 万円以上の流用は、目の中の流用があった分を件数として、例えばな、経済部は経済部で何件とかという部分でも結構なんで。その金額帯も決めていただいています。

500 万円から 1,000 万円、1,000 万円から 2,000 万円——その金額帯は、そちらで任せますんで、その件数を知りたいので。

○山下伸二委員長

確認しますね。

今回のような、設計図面での発注があったのかということですね。それから 29 年度の随意契約の件数、これは建設工事等でいいということ、それとその金額ですね。それから、目内流用についてはある程度金額を絞って、価格帯を踏まえてそれぞれの部でどれぐらいの件数あるのか出してほしいということ。それから、起案から決裁までが 1 日という例がちょっと私もこれ記憶がないんですけれども、6 件かどうかを確認していただきますので、その案件がどういった中身だったのか。どういった額になってるのかということについて。それから、午前中いただいておりました財産管理費、特に市民会館の解体に係るところがいつの時点で、不要となってどういう処理をされたのか、この点については資料請求をしたいというふうに思います。

ほかに。

○野中宣明委員

はい、資料請求でお願いしたいのが、教育委員会から普通財産に所管がえされていますので、そのときのいわゆる起案書とか多分そういったものがあると思うんで、そのときの内容がわかる関連資料を一式求めたいと思います。

○山下伸二委員長

きょう出していただいた経緯まとめの 4 ページのところの 1 月 5 日ですね。1 月 5 日金曜日、方針決裁、決裁者は市長で財産引き継ぎ、教育総務課から財産活用課へ。ここのところですね。この起案資料ですね。

恐らく、今後、11 月 14 日以降、これの説明を受ける中で、これについての資料とか説明とか出てくると思いますので、その点については、そういった資料の要求があれば、その都度またいただければというふうに思います。

ほかに皆さんから何かございませんか。

なければ、よろしいですかね。

そうしましたら 11 月 14 日以降の総務委員会の審査日程につきましても、14 日の日に、次の日程を決めたいと思いますので、委員の皆さんにおかれましては、日程がわかるものをお持ちいただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、これを持ちまして総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。